

2015年5月1日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 第19回

国内外の大手銀行は、バーゼルⅢをどれだけ遵守できている？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第19回は、バーゼルⅢの遵守状況を解説します。

1 バーゼルⅢの完全実施は2019年以降だが…

第8回で述べたとおり、バーゼルⅢの完全実施は2019年以降であり、目下、2013年から始まった段階的実施の最中にあります。

しかし、完全実施ベースのバーゼルⅢの規制内容が明らかになっている以上、投資家をはじめとする銀行のステークホルダーとしては、段階的実施ベースのバーゼルⅢではなく、完全実施ベースのバーゼルⅢを遵守できているか否かが関心事となります。

2 バーゼル委によるモニタリング・レポート

バーゼル委は、そのようなステークホルダーの関心を踏まえてか、年に2度、国内外の大手行が完全実施ベースのバーゼルⅢをどれだけ遵守できているかを示す“Basel III Monitoring Report”（モニタリング・レポート）を公表しています。

最新のモニタリング・レポート（2014年6月末時点。邦銀の場合は2014年3月末時点）の対象となったのは224行（邦銀18行）です。内訳は、グループ1（Tier 1 資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行）が98行（邦銀14行）、グループ2（それ以外）が126行（邦銀4行）です¹。

3 資本不足額の解消は順調

モニタリング・レポートによれば、資本不足額の解消は順調であり、現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなのが窺われます（[図表1](#)参照）。

4 レバレッジ比率と流動性規制はすでにクリアしている状態だが…

モニタリング・レポートによれば、レバレッジ比率3%以上（[第14回](#)参照）、そして流動性カバレッジ比率（LCR）100%以上（[第15回](#)参照）及び安定調達比率（NSFR）100%以上（[第16回](#)参照）の2つの流動性規制は、平均ではすでにクリアしている状態です（[図表2](#)・[図表3](#)・[図表4](#)参照）。

1) モニタリング・レポートは、対象となった銀行のリストを公表していません。そのため、モニタリング・レポートからは、各銀行の対応状況までは明らかになっていません。

もっとも、これはあくまでも平均の話であり、モニタリング・レポートによると、最低所要水準（Tier 1）と資本保全バッファの合計（8.5%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier 1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率 3% をクリアできない銀行（金融機関）が 6.6%（約 14 行）あります。また、NSFR についても、欧州の銀行の中には現時点で遵守できていない銀行があるという報道もあります。そのため、仮にある銀行に、子銀行の売却（スピンオフ）や投資銀行部門の縮小という動きがある場合、その背景にはこれらの規制がある可能性があります。

図表 1 資本不足額（自己資本比率規制）

（単位）10 億ユーロ

	グループ 1											
	全体						G-SIBs					
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBs サーチャージ			最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBs サーチャージ		
	CET 1 比率	Tier 1 比率	総自己 資本比率	CET 1 比率	Tier 1 比率	総自己 資本比率	CET 1 比率	Tier 1 比率	総自己 資本比率	CET 1 比率	Tier 1 比率	総自己 資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	164.0
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	167.7
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	154.8	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	99.7
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	64.6
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.6	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.4
	グループ 2											
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ								
	CET 1 比率	Tier 1 比率	総自己 資本比率	CET 1 比率	Tier 1 比率	総自己 資本比率						
	2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6					
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	11.5	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.1	1.8	5.6	5.6						

（※）「CET 比率」＝普通株式等 Tier 1 比率

（出所）モニタリング・レポートより大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 レバレッジ比率（平均）

	グループ 1		グループ 2
	全体	G-SIBs	
2011年6月	3.4%	3.2%	4.3%
2011年12月	3.5%	3.3%	4.3%
2012年6月	3.7%	3.5%	4.4%
2012年12月	3.7%	3.5%	4.3%
2013年6月	4.0%	3.7%	4.7%
2013年12月	4.4%	4.2%	5.2%
2014年6月	4.7%	4.5%	5.6%

図表 3 LCR（平均）

	グループ 1 (サンプル数)		グループ 2 (サンプル数)	
	2011年6月	(103)	90%	(101)
2011年12月	(102)	91%	(107)	98%
2012年6月	(101)	119%	(121)	126%
2012年12月	(102)	114%	(124)	132%
2013年6月	(101)	119%	(115)	132%
2013年12月	(94)	121%	(116)	140%

図表 4 NSFR（平均）

	グループ 1 (サンプル数)		グループ 2 (サンプル数)	
	2011年6月	(103)	94%	(102)
2011年12月	(102)	98%	(107)	95%
2012年6月	(101)	99%	(108)	100%
2012年12月	(101)	100%	(121)	99%
2013年6月	(101)	111%	(107)	112%
2013年12月	(94)	110%	(118)	114%

（出所）モニタリング・レポートより大和総研金融調査部制度調査課作成

以上

最終回となる次回（第 20 回）は、[バーゼル 3.5](#) 又は [バーゼル IV](#) の青写真を解説します。